

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」：一八世紀後半蝦夷地におけるアイヌー和人関係の実践

坂田, 美奈子 / SAKATA, Minako

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

64

(開始ページ / Start Page)

20

(終了ページ / End Page)

38

(発行年 / Year)

2005-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011515>

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」

——一八世紀後半蝦夷地におけるアイヌと和人関係の実践——

坂田 美奈子

はじめに

「蝦夷人介抱」という用語は日本近世の蝦夷地に関する歴史研究において、恩恵を与えることによって帰属を促す近世日本の政治権力（幕府、松前藩）による対アイヌ政策の姿勢、ないしその具体的現われとしての交易、下され物の下賜などの行為を指す史料上の用語として理解されている⁽¹⁾。和人権力とアイヌ社会との交易関係を前者の側から呼び慣わした言葉で、和人社会によるアイヌ社会への抑圧と収奪を恩恵イデオロギーでくるみこんだものと考えてよいだろう。

ところで、以上のような認識は、実際には蝦夷地交易に関わらないグループ（松前藩、場所請負人、幕吏）の言説

に基づいている。政治・経済上の特権的階層における認識とその言説の分析というレベルで、これまでの研究はなされてきたが、本稿では一八世紀後半における運上屋の和人の語りに基づき、実践レベルでの分析を試みたい⁽²⁾。経済構造という大きな観点からみれば、確かに松前藩士や場所請負人は交易主体といえる。しかし蝦夷地でアイヌ社会と接触し、実際に物々交換や産業を行っていたのは、場所請負人に雇われた運上屋の和人であり、交易の実際上の当事者はこれらの出稼ぎ和人である⁽³⁾。前近代蝦夷地におけるアイヌ社会と和人社会の関係を考える上でも、アイヌの側から直接見えていた和人たち、アイヌに直接見られていた和人の姿について考察することは有益であると考えられる。一八世紀後半に対象時期を限定するのは、この時期が蝦夷地交易

との関係で「介抱」という用語が明白に使用され始める時期であるためである。対象地域は史料上の制約から、主にアッケシ以東諸場所とする。この地域は藩主直領で安永三年（一七七四）以来、飛騨屋久兵衛の請負となっていた。

一 出稼ぎ和人の立場性

1 運上屋の和人

立場性把握の意義

蝦夷人介抱そのものについての分析に先立ち、まず運上屋の和人たちの一八世紀後半段階における立場性について検討したい。ここで意図しているのは、単に出稼ぎ和人の身分的立場といった客観条件についてではなく、むしろ実際の経験的な社会関係を通じて彼等が形成した自己認識、当時の社会関係全体の中で彼等が主観的に自分たちをどのような立場にある存在とみなしていたか、という次元についての検討である。彼等の語りを聞き、その意味を考えるためには、彼等の発言の拠って立つ位置を把握することが必要である。

出稼ぎ和人についてはアイヌに対する非道な言動に焦点をあてるのが伝統的であるが、近年、和人とアイヌを単純

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」（坂田）

な対抗図式でとらえる見方を克服しようという動向も存在する。⁽⁵⁾この前後する二つの研究動向は、一見対立するもののように見えるが、筆者は両者が矛盾しないものと考えている。というのは、出稼ぎ和人の抑圧者としての側面の把握をその中に取り込むことをしない対抗図式の克服というのは、結局前者の問題を解決したことにはならないため、対抗図式の克服というよりは対抗を起す要素を括弧入れすることに他ならない。二項対立的なアイヌー和人関係認識の克服のために必要とされる作業は、政治権力、場所請負人、出稼ぎ和人、アイヌ首長層、といった前近代蝦夷地における主要なアクター間における力学構成の動態的把握と、その条件下においてそれぞれのアクターがどのように行動していたのか、という実践レベルの分析であらう。

本稿は「蝦夷人介抱」という松前藩のイデオロギーに対する出稼ぎ和人の対応を観察することを目的とし、前近代蝦夷地社会におけるアクター間の力学そのものについて直接言及しようとするものではないが、一八世紀後半段階における出稼ぎ和人の立場性の把握は、議論の大きな流れにおいては、前近代蝦夷地におけるアイヌー和人関係の把握のための一事例、アクター間の力学と実践的対応、といった問題設定に対する一事例としても有益であると考えている。⁽⁶⁾

出稼ぎ和人の基本的位置づけ

出稼ぎ和人について基本的な情報をまとめたい。蝦夷地へ渡る和人には運上屋の支配人・通詞・番人の他、船頭・水主がいるが、本稿の主題である「蝦夷人介抱」、蝦夷地交易に携わるのは運上屋に詰める支配人・通詞・番人である。⁽⁷⁾ 支配人は運上屋の責任者であるが、時節によつては番人同様労働に従事する存在であり、通詞を兼ねる者も多かった。⁽⁸⁾ 通詞はアイヌ語の通訳である。近世を通じて蝦夷通詞がどのように養成されたかは明らかではない。しかしながら蝦夷地へは請負人配下の和人以外は松前藩の領民であつてもみだりに渡ることはできなかったから、アイヌ語を習得できる状況にあつたのは蝦夷地で働く者たち以外にない。上原熊次郎の例のように、幼年のころから蝦夷地で奉公を重ね、通詞、支配人へと上昇していくというルートが考えられる。⁽⁹⁾ 番人は労働に携わる者たちである。菊池勇夫は、寛政元年（一七八九）に発生したクナシリ・メナシ事件の際、被害にあつた番人の中には松前出身者のみならず、南部、出羽出身者が多数含まれており、これらの和人が「帳外者」「凶漢」などといった、一般社会から逸脱した人間ではなく、松前、奥羽出身の農漁民の次三男層であつたことを明らかにしている。⁽¹⁰⁾ アイヌに対する「抑圧

者」とみなされた人々が、特別な悪漢などではなく、かつて政治・経済的権力を持つわけでもない一般の日本人であつたという点は、出稼ぎ和人の性格を考える上で重要である。

クナシリ・メナシ事件の被害者数から春・夏にかけて各場所には数十人の番人が存在したようだが、秋冬も蝦夷地にとどまる越年番人に関しては、天明六年（一七八六）の御試交易のときは各場所に三〜四名ずつであり、文化三年（一八〇六）ロシア船のカラフト襲撃事件に関する「休明光記」の記事にも「中秋にも至れば家来は引取、番人体の町人三四人ツ、爰かしこの運上屋に越年するまで也」⁽¹¹⁾とあるので、越年番人の数は場所に三〜四名程度だったといつてよいだろう。春夏と秋冬とで、場所における和人とアイヌ人口構成が一変する点は、両者関係を考える上で、見逃せない要素である。

蝦夷地における言語コミュニケーションについては、基本的にはアイヌ語を介して行われたようである。⁽¹²⁾ 「夷諺俗話」（寛政四年）にはソウヤ場所での交易の場面が記されている。アイヌはアイヌ語で所望の品を伝えて交換しているようであり、運上屋のものたちも簡単なアイヌ語を使っていたようである。もちろんすべての和人がアイヌ語を高

度にマスターしていたわけではないだろう。それは蝦夷地稼ぎのキャリアにもよるし、個人的な資質にもよるだろう。当時の和人の平均的な言語能力についてはもはや知ることは困難であるが、労働に支障のないくらいのレベルはアイヌ語を解しても、複雑・微妙なコミュニケーションをこなすことは出来なかったと考えるのが妥当だろう。⁽¹⁶⁾

通詞、支配人は常に同じ場所に派遣されるわけではなく、数年ごとに勤務先を移動しているようである。阿部屋配下の支配人兼通詞阿部屋長三郎は安永八（一七七九）～天明四年（一七八四）の間ル、モッペ支配人、天明八年（一七八八）にはホロトマリ支配人、寛政四年（一七九二）にはソウヤ支配人であったことがわかっており、数年毎に阿部屋支配場所を転々としている。⁽¹⁶⁾ また、飛騨屋配下の通詞林右衛門は天明年間アツケシ、その後クナシリのチフカルヘツの番屋にいて、寛政元年（一七八九）にはクナシリ・メナシ騒動で殺害されており、やはり数年毎に飛騨屋支配場所を移動している。⁽¹⁷⁾ しかしながら、出稼ぎ和人は必ずしも同じ請負人の下で雇用され続けるわけではない。クナシリ・メナシ事件で生き延びたアツケシ支配人伝七をはじめとする出稼ぎ和人を、飛騨屋から請負を引き継いだ阿部屋がリクルートしていたようであり、⁽¹⁸⁾ また、岩崎奈緒

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」（坂田）

子は幕末の通詞加賀伝蔵の経歴について述べるなかで、伝蔵が異なる請負人の間を移動している点を指摘して、「現場のエキスパート」としての出稼ぎ和人の位置づけについて示唆している。⁽¹⁹⁾ 岩崎は伝蔵のような「エキスパート」の存在と、クナシリ・メナシ事件当時、同じ飛騨屋請負場所であるアツケシとクナシリ・メナシ地方で、アイヌに対する待遇の差が見られた事実を重ねあわせ、場所ごとの経営が運上屋の和人の裁量にある程度任せられていたのではないかと推測をたてている。この観点を傍証する例の一つ紹介したい。寛政年間のソウヤ場所では、アイヌに出精してもらうために海鼠を五百以上引いた者には交易代のほかに酒一盃、千以上引いた者には二盃を褒美として飲ませるというように、働きよって特典をつけるというシステムを採用していたという。これは「此度出役先の思ひ付にて、はげみの為如斯せしなり」とされ、この場所独自になされていたことのようなのである。⁽²⁰⁾ 場所における産業をどのように営み効率をあげるか、具体的な手段は支配人の裁量に任せられるところだったと考えてよいのではないだろうか。

運上屋の和人は概念的には、若い頃から奉公を始めて蝦夷地稼ぎのキャリアを重ねてゆくプロフェッショナルと、季節労働者のに蝦夷地に流れてゆく者、という二極があ

り、具体的な個人はこの両極の間のどこかに位置を占めていたと考えるのが自然だろう。彼らには蝦夷地稼ぎのキャリアを積むほかに、自らの地位を向上できる可能性が開かれているが、アイヌ社会との折り合い、産業の利潤向上、という達成目標に到達する手段について統一的なフォーマットがあるわけではなく、個々人の経験と試行錯誤にゆだねられていたと考えた方がよいだろう。

2 松前藩士との関係

蝦夷地の諸場所には知行主の代理として上乗とよばれる松前藩士が一名、それに従う目付足軽が一―二名ずつ派遣される。場所においてこれらの藩士と運上屋の和人たちがどのような関係にあつたかを検討したい。

一般に上乗の任務は①アイヌ首長層との間でオムシヤ⁽²¹⁾を行うこと、②請負人に取り引きを禁じられた軽物交易を行うこと、③抜荷を取り締まること、であつた。①はアイヌとの関係上発生する任務なので、ここで問題となるのは②③についてである。

寛政元年のクナシリ・メナシ騒動をきっかけに場所を召し上げられた飛騨屋久兵衛の後見人所左衛門が、それを不服として幕府へ訴えた願書下書に次のようにみえる（以

下、
抜粋⁽²²⁾）。

（寛政元年）
去春松前町御役所ニ而蝦夷地江罷越候者其不殘御召出被仰渡候者、蝦夷地法度之儀者是迄之通相守可申、別而蝦夷介抱手宛いたし非分之儀等決而不致様嚴敷被仰渡、銘々印形指上候、其上御役人兩人、番人共方先立御下ケ被成候、尚又夏中御役人中御下向被成候得ハ、例年之通御定式被仰渡蝦夷長人江御糺有之、番人とも聊二而も非分之儀御座候得ハ蝦夷共方直々申立御吟味有之候、其上松前表二而も御吟味御座候、先年^{（安永元年）}酉年少分之品、水主共心得違いたし、熊の皮式枚、贖熊の胆式ツ、保路羽三拾把買取候、不調法ニ而松前店同酉ノ七月中廿一日戸メ被仰付候、尚又先戌年^{（安永七年）}あつけし場所ニ而御役人松井茂兵衛殿、通詞勘右衛門与申者、蝦夷江対し何等の取斗ひ方悪敷由ニ而十四、五日程同所ニ而入牢為致候、其後そうや場所番人吉次郎と申者蝦夷錦壺つ盗買いたし来候二付、御取上ケ之上三十日程手錠被仰付そうや場所御構ニ相成候、都而少分之事ニ而も蝦夷地ニ而定法ニ当り不申事相聞得候得ハ嚴敷御答メ蒙申儀ニ御座候得ハ、聊茂非分成事仕不申候

松前藩役人は番人に先立つて蝦夷地へ派遣される。もし

番人による非分があつた場合、アイヌ首長は役人に直に訴えることも出来る。和人によるアイヌへの非分、抜荷に關しては多少のことでも厳しく咎められるという。従つてクナシリ・メナシ事件が和人の非分によるものではない、というのが飛騨屋側の主張である。この文書の後半では安永年間にクナシリのツキノエが行つた交易妨害に対して松前藩から「御札も無御座」と、何の処罰もなかつたことを暗に非難し、騒動の原因が和人の非分にあるのではなく、松前藩の対応に甘えた「愚昧之蝦夷」が起こしたものであると主張している。⁽²³⁾クナシリ・メナシ事件の発生原因が和人の非分ではないとの主張はさておき、ここでは雇主の立場から、運上屋の和人たちが蝦夷地においてどのような立場であるかが説明されている。アイヌ首長層が松前藩の管理の外にあり、アイヌには和人を訴える機会も用意されているのに対し、運上屋の和人たちは松前藩役人の厳しい監視下に置かれていたというのがその主旨である。

3 アイヌ首長層との関係

次にアイヌ首長層との関係を検討したい。ここではひとつの事例として、アッケシ場所で起きた通詞林右衛門の入牢事件をとりあげる。これは天明六年（一七八六）に最上

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」（坂田）

徳内がアッケシ惣乙名イコトイから聞いた話として伝えられるもので、事件のあらましは次のとおりである。天明六年以前の或る年、松前藩士松井茂兵衛が上乘としてアッケシに來た際、アッケシ近郊のビバセイ村の乙名が熊胆を一つ献上したが、それは偽物であつた。茂兵衛はイコトイを呼び出し叱りつけた。後日イコトイがその熊胆の出所を調べたところ、ビバセイの乙名がクナシリ島で交易して得た品であることがわかつた。そこでクナシリのアイヌがビバセイの乙名をだましたのであつて目利きが至らないための間違いであり咎ではないとの旨を通詞林右衛門に詫びた。林右衛門がこの旨を茂兵衛に伝えたところ、もつともな話ではあるが、本当にアイヌが言つたこととは思えない、

「其方頓智を以て我を謀らん為に奸策を廻らし弁舌を加へ利口を言う者ならむ」と林右衛門を捕らえて牢に入れ、三日間食物も与えなかつた。アッケシ近辺の支配人・番人たちが大勢で、色々と詫びても茂兵衛は聞き入れなかつた。

そこでイコトイをはじめとする乙名、小使たちが集まり評議し、茂兵衛にツグナイを出して詫びることに決めた。⁽²⁴⁾茂兵衛はツグナイを受け取り、林右衛門を赦免した。

この一件において注目したいのは①林右衛門がイコトイの言葉をそのまま伝えたにもかかわらず、それが茂兵衛を

謀る奸策と受け取られた点。②林右衛門の赦免について、番人たちが詫びても茂兵衛は聞き入れないが、アイヌ首長たちのツグナイには応じていること、の二点である。このエピソードは徳内によつて上乘の強欲ぶりを象徴する一件として紹介されており、茂兵衛がツグナイに応じたのは彼の強欲故というのが徳内流の解釈である。しかし、この一件にはもっと多くの情報が含まれているようにみえる。

まず①について、茂兵衛が林右衛門の言葉を奸策と受け取った背景には、上乘にとつては好ましからざる出稼ぎ和人とアイヌ首長層の癒着関係が存在した可能性があげられる。この点に関して示唆的なエピソードがある。同じく最上徳内が天明六年に耳にしたシラヌカ場所支配人長右衛門の話である。長右衛門は支配人としてシラヌカに長年住んでいた。そこで同所乙名コタカと親しくなり、コタカが最近松前から珍しい品が来ないというのを聞いて、松前から「金渡金のかな物打たる扶箱」を都合する。これをコタカは「干魚類、品々莫大の価」を出して交易したという。

シラヌカ支配人長右衛門が同所の乙名と馴染みになり、「珍器」を都合し、乙名と取引するという関係は興味深い。コタカが所望した「珍しき品」とは、一般に蝦夷地交易で交換される品々ではない品目を指していると思われる。

る。対アイヌ交易で取引きされる漆器に関しては、行器や酒桶などが一般的で、コタカが望んだのは、そのようないつでも誰でも入手できるような品ではない。運上屋はアイヌ首長の要望にこたえて品物を調達しているが、運上屋にとつては、それは大口取引につながるわけであり、アイヌ首長としても相応の「宝」を手にすることができ、互いに満足 of いく取り引きとなるわけである。

しかしながら、このような運上屋とアイヌ首長層との関係は、松前藩にとつて好ましいものとはいえないだろう。場所請負交易はそもそも藩士の個別知行権（商場交易）の代行として始まったものであるから、運上屋には軽物交易代行の義務があつた。天明六年、御試交易の際の支配人宇兵衛は次のように語っている。

軽物之代ニ被差遣候米、糶、酒、諸品共場所受負人方ニ而立替、夷人共へ相渡候而、後日松前へ帰郷之節場所へニ而立替置候米、糶、諸品共書付を以志摩守様役所へ請負人方へ御私有之候、尤右請取候米、糶、諸品之内ニ而上乗役人并足輕中へも少々宛利用を相附差遣候義取斗来、其義ハ仮令ニ而申候ハ、玄米八升入式拾表ニて蝦夷地ニ相調候獵虎皮ハ役所へ書上候ニハ式拾五俵共書出、拾俵ニて相調候驚の羽ハ拾三俵とも書

出、右代米立替候分書付ハ場所支配人共松前へ帰郷之節支配人共志摩守様役所へ差出書付之通り請取候、右受取高の内ニ而蝦夷地場処々々ニ而支配人共立替候ノ程、引取余米之分を上乗役人并足輕中へも相渡来候

軽物取引そのものは請負人には禁じられているために上乘が派遣される。しかし上乘は自ら軽物交易を行うための交易品(米、糶、酒、煙草など)を持参するわけではないので、運上屋が松前側の交易品を立て替え、後日松前の役所へ請負人が申告し、役所から請負人へ支払うという慣わしになっていた。この際、実際にかかった経費よりも多めに申告し、支払われた中から上乘せ分を上乗、足輕へ渡すという仕来りになっていたという。軽物交易代行は、このように上乘にとって私腹を肥やす場となっていた反面、結局、交易が実質的には運上屋によって行われるという事实は、抜荷把握の不透明さを残すことになる。軽物交易代行は、運上屋とアイヌ首長層の結びつきに上乘が疑惑をさしはさまずにいられない条件となっていたと考えられる。上乘松井茂兵衛の通詞林右衛門に対する態度は、このような文脈において見ることができるかもしれない。

また②について、林右衛門の赦免は運上屋の和人達の願によってではなく、アイヌ首長たちのツグナイによって許

された。松前藩士が出稼ぎ和人の声ははねつけても、アイヌ首長たちの動きには答えているのである。この一件において、松前藩士の交渉相手たり得たのはアイヌ首長であつて場所支配人ではなかったのである。

もうひとつ別のエピソードをみてみたい。天明六年(一七八六)、幕府によって蝦夷地調査が行われたが、佐藤玄六郎から幕府への報告書に、ノッカマップ運上屋の支配人小次郎・通詞三右衛門がロシア人からの交易品を焼き捨てなどの隠蔽をしようとしたことを、土地のアイヌが玄六郎に同行していた松前藩士に申し立ててきた旨が記されている。⁽³⁰⁾ この和人たちの吟味、取り扱いについての幕府への伺書に、彼等が「キイタツフにおゐて彼品取隠、船え相廻し、或は焼捨、土中へ埋め、蝦夷人共えも品々中含候出」とあり、アイヌに対し口止めをしていた様子であるにもかかわらず、情報はアイヌの口から松前藩士へ漏れている。この関係から垣間見えるのは、出稼ぎ和人が日常的にアイヌによって見られている存在であり、アイヌは運上屋との関係において松前藩士への「密告」という切り札を持っていた可能性である。先に松前藩士と出稼ぎ和人との関係を検討する際にみた飛驒屋の訴えに、アイヌ首長には和人の非道について公式に訴える機会が用意されている、との発

言もあつた。これをあわせて考えると出稼ぎ和人は、アイヌによる松前藩士への公式・非公式の情報提供、松前藩士による監視の対象であつたが、同時に両者と癒着関係を築くことによって自らの不利な立場を緩和していたのではないだろうか。

二 出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」

1 蝦夷地交易の仕方

最上徳内は蝦夷地における場所請負という交易のあり方について次のように説明している。「嶋の内を主の場所と臣の場所とに配当する也。場所は領分といふが如し。何れ海辺ばかりに壹場所凡五十里位、或は七十里位、一嶋の周囲の浜辺に諸処に相交りて領地ある事也。浜辺のみにて奥は皆空地にて、人倫たえたる深山曠野のみ也。扱、其場所を松前町人ども其地頭地頭へ願出で、蝦夷土人を介抱いたしたき旨を訴訟す。運上金の多少を選びて是を許容あり。是を場所請負といふ⁽³²⁾。請負人は場所請負を願ひ出るにあつて蝦夷人を「介抱」したいと申し出、知行主は運上金の多寡によつて、どの請負人に請け負わせるかを選ぶという。安永五年（一七七六）、阿部屋のマシケ場所請負証文

には「蝦夷仁介抱之儀者随分太切相守可申候。勿論非分之儀申掛け間鋪候⁽³³⁾」と、蝦夷人に対する「介抱」を大切に守ることが誓約されている。場所請負人が場所を請け負うにあつて、蝦夷人への「介抱」が義務づけられていたといつていいだろう。ただし、この「介抱」が交易そのものを指すのか、交易に付随する行為なのか、具体的内容は明らかではない。本節では運上屋の和人による「蝦夷人介抱」の説明をきいてみたい。

出稼ぎ和人が自ら史料を残すことは、この時代にあつてはほとんどない。蝦夷地に渡る和人の多くは算筆ができない者たちであつたようであり、また文字が書けたとしても自分たちの日常を記録するという習慣を身につけた人々ではなかつた。彼等の声を聞くことが出来るのは、多くの場合、松前藩や幕府の役人による尋問に対する口上書や、幕吏の記録のなかにおいてである。福田新三郎「天明丙午御試交易之始末」はそのような中では貴重な史料といえる。これは天明六年の幕府の御試交易の際、竿持ちとしてノツカマツに派遣され幕府御試交易取調掛を務めた福田新三郎という人物が残した史料であるが、この中には当時のアッケシ、ノツカマツ、クナシリ島三ヶ所支配人宇兵衛、通詞三右衛門、下通詞勘兵衛の三者が幕吏の質問に回

答して認めた文書がいくつか含まれている。この年の御試
 交易に際しては、飛驒屋の請負を停止して江戸の商人苦屋
 久兵衛に請け負わせ、支配人以下は松前で雇い入れた。⁽³⁵⁾ 支
 配人宇兵衛は、「蝦夷地一件」の御試交易関係資料に阿部
 屋宇兵衛という名前がみえるので、阿部屋村山家関係の人
 間の可能性がある。三右衛門は飛驒屋配下の通詞丸屋三右
 衛門であると考えられる。先にみた天明五年の幕府の蝦夷
 地調査の際、調査妨害をした和人の一人がこの三右衛門で
 あった。後日、彼は「私欲有之」という理由で飛驒屋から
 解雇されたらしいが、寛政元年のクナシリ・メナシ騒動の
 際には新井田孫三郎手先通詞として雇われている。⁽³⁷⁾ 御試交
 易のために雇われた和人と飛驒屋との関係をすべて明らか
 にできないが、宇兵衛、三右衛門は彼等の方法を「飛驒や
 久次郎手先之支配人仕来之通り」と説明していること
 から、⁽³⁸⁾ 彼らの証言は基本的に飛驒屋請負場所一般の慣わし
 を表していると考えられる。

古来の蝦夷地交易の仕方を尋ねる幕府役人の問いに答え
 て、支配人宇兵衛、通詞三右衛門、下通詞勘兵衛は次のよ
 うに語っている。⁽³⁹⁾

一、蝦夷地交易之致方古来方之義、先達而も御尋有之
 候得共、猶又此度相改御尋二付口上書を以申上候、都

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」(坂田)

而金銀錢通用無之夷地二付、日本地方酒・米・麴・煙
 草・木綿・古手・小間物至迄請負人共方運送仕り、場
 所支配人方二而右品請取高帳面へ相記置、夷人共方請
 取候諸産物、交易に相渡候米・麴・酒諸品共、夷人名
 前等、其当座くゝに帳面ニ相記候間、交易之品物ハ相
 分候得共、一舩蝦夷地之義ハ領主方夷人為介抱被建置
 候運上屋ニ而御座候間、譬夷人共方交易之魚油耆樽・
 干魚一束ニても運上屋へ積来り候節ハ、其夷船ニ妻子
 眷属五人三人宛乗組罷越候二付、此者共へも価之外ニ
 玄米飯又ハ濁酒等夫々ニ為給候、其外運上屋ニ而新為
 伐又ハ用事有之候節召使候夷人、并領主役人中下り候
 節、渡海之夷船水主の者共、陸地人足ニ召使候者、譬
 当処よりアツケシ迄三日路召連候得者、人数ニ合七程
 能く玄米支度仕、其場所方番人壹人宛指添先々へ罷
 越、人足の夷人介抱仕候、其上木綿切・糸・針之類、
 其時々差遣候、是等之義一向帳面ニハ相記シ不申、運
 上屋店卸大勘定之節、不足を以、蝦夷地介抱入用と
 請負人共へ相達候義ニ御座候

以上をまとめると次のようになる。①蝦夷地は金銀錢の
 通用がないので、酒、米、麴、煙草、小間物などを蝦夷地
 産物と交換する。これら取引きについては支配人が帳面に

記す。②しかし運上屋は領主が「夷人介抱」のために建てているものなので、夷人の交易品が魚油一樽、干魚一束であつても、船に同乗してきた妻子眷族まで、交易代の他に玄米飯、濁酒を提供する。③夷人を運上屋の雑用、人足に召し使つた際にも飯などを提供して介抱をする。④「領主役人が下り候節」というのはオムシヤのことと思われるが、そのため渡海して来たアイヌにも介抱をする。⑤上記②③④については帳面に記さず、店卸しの際、不足分を「蝦夷地介抱入用」として請負人に報告する。

交易仕法の説明を求められた支配人たちは大きく①物々交換、②酒飯の振舞い、③人足手当について語っている。一見、話は交易外の行為にまで及んでいる。とりわけ②③について、運上屋は領主がアイヌを「介抱」するためのものであるがゆえに発生する行為と説明されている点に注目したい。出稼ぎ和人たちにとって、蝦夷地での任務は狭義の商いであるところの物々交換と、直接利益に結びつかず帳面に記載しない行為（酒飯の振舞い、人足手当など）に区分でき、「蝦夷人介抱」とは後者に相当するのである。⁽⁴⁰⁾

蝦夷地交易において取引の子細を記録せず、無勘定同様であつた点については、この年のアッケシ支配人長右衛門も新三郎の間に答えて述べている。長右衛門も宇兵衛

も、蝦夷地での「交易致方六ヶ敷故」に勘定を明白にすることができない、と説明しているが、それはこの後詳しく述べるように、蝦夷地交易において商取引と「無償の」酒飯の振舞いの境界が不分明であつたことによると考えられる。

2 「蝦夷人介抱」を行う意識

松前藩は上位権力としての意識から対アイヌ交易を「介抱」と呼び慣わしたのであり、交易に来たアイヌに対し酒飯などの滞在費用を賄うことは上位権力としての義務と観念されていたと解することもできる。しかしながら、場所においてアイヌに向き合う運上屋の和人の意識はそれとは少し異なつていた。引き続き宇兵衛等の言葉に耳を傾けてみたい。⁽⁴¹⁾宇兵衛らは運上屋での日々のアイヌとの取引き関係を説明しながら、夷人というのは邪欲が深く質朴でもない。毎日運上屋へ来ては引当の品もなく酒、米、麴などを前貸しするよう申しかけてくる。通詞が説得しても聞かず、酔つて大勢で騒ぎ立てるので「無抛酒・米・麴之前貸等も致遣し、又介抱等も宜敷仕候」と述べ、前貸し・介抱がむしろアイヌから要求されるものであると説明する。ここでは「前貸」と「介抱」が並置されている。「前貸」

は後に償還が期待される行為であり交易に含まれる行為であるが、ここでは物品の授受が同時に行われず、現象として物の移動が運上屋からアイヌへの一方向であるという点、その行為がアイヌの氣受けという点に關し「介抱」と同様の効果を發揮するという点で並置されているのである。さらに「右之通時々諸品之前貸等も仕、介抱も心附候得ハ、交易代米渡之節、八升俵ハきでうめん八升無御座候ても夷人共其義ニ非分ハ不申立候得共、唯介抱之飯・酒手薄、前貸杯も一切不仕候得者、氣受不宜儀ニ御座候」と、時々前貸、介抱をしてやれば交易代米の八升俵の内容が八升より少なくともアイヌたちは非分を言わないが、介抱、前貸を怠れば氣受けが悪いという。この俵の容量量の操作は「八升入拾俵舛目ハ少々不足ニても拾俵之物も拾貳俵に拵直し、拾俵は交易ニ相渡、殘貳俵之内壹俵ハ介抱之足し米ニ仕、又壹俵ハ前貸之手當ニ仕置、折節右之一俵を恩ニ掛ケ貸遣し候得者夷人之氣受も甚宜敷」と、例えば八升俵十俵分で十二俵つくり、十俵を交易代に、残りを折に触れ恩にかけて介抱・前貸しに使うというようになされ、そうするとアイヌの受けがよいという。このような方法は「夷人等氣受之宜敷儀古来より粗相試」た結果であると語られる。彼等の証言によると、交易、「介抱」、「前貸」の三つ

出稼ぎ和人の語る「蝦夷人介抱」(坂田)

の行為が俵の容量量の操作によって、これら全体で一つの取引をなしていることになる。交易のみを切り取れば、それは通説的に語られてきたような升目をごまかした不正交易に過ぎない。しかし、蝦夷地交易はここで完結するものではなく、「介抱」「前貸」という形で提供される部分があり、それら全体で取引が成立するということになる。

宇兵衛らがアイヌの氣受けに配慮せねばならない訳は、「(アイヌが)場処に相詰居候輕き番人杯に対しても奪取之心入相止不申候、少憐愍差加手弱成日本人と見掛候得者勝ニ乘し都而非分申掛ケ奪取候工夫を仕候(中略)、何茂無弁夷人ニ御座候故、万一不束ニても出来仕候而ハ多勢ニ無勢ニも有之、且又支配人の通詞之不働ニも相成候間、不得止事貸遣申候」と、アイヌが欲深で物事を弁えず、かといって不束のことが起れば多勢に無勢であり、支配人、通詞の不働きにもなるためであった。アイヌ社会に対しても松前藩に対しても相対的に弱者である立場が強調されている。右のような交易方法は、「左候得者支配人初番人共勤方ニ余り六ヶ敷義無御座、且又主人々々も損失も多く不仕、おのつから松前町人ハ勿論、他国方出張仕居候者も渡世二相成候間、古来より右之道理を相考、夷人も騒動不仕、日本人之損失も多分不在候様介抱仕来候」と、運上屋の経営を

円滑にし、請負人の利益にもかなうと述べられる。

このような交易の仕方が編み出された理由は次のように説明される。「夷人之義ハ先ニ申上候通、交易之事ニ不限、何事ニても唯強欲深悪巧ミのみ多く、其上多端正直ニハ不申聞、偽計り申立候故、私共方右正路を相用憐憫差加へ候ても難有と申儀ハ一向存不申候、乍併為介抱御建被差置候運上屋ニ御座候故、支配人・通詞・番人諸事了簡之勘弁仕、介抱仕来候儀ニ御座候、大方古来右之趣御座候間、蝦夷地場所々ニ舛有無之義も曖と難申上候、譬は当所ニハ先達番人共拵置候五合舛壺ツ御座候外に舛と申物無御座候」交易代を正確に計り、憐愍をかけてもアイヌにありがたいと思われることはない。しかしそれでもなお運上屋は介抱のために建てられているので、和人たちは工夫して介抱をしてきたのである、というのが主旨である。正確な商取引が感謝されることがないにもかかわらず、運上屋は介抱のために存在するがゆえに、アイヌの好みにあわせた方法、すなわち交易（狭義の商取引）・介抱（酒飯の振舞い）・前貸を混合させる方法が編み出された、という説明から、彼等の実践が制度によるというよりは、現場レベルでの創意工夫による慣わしであった可能性がうかがえる。

非道な和人と略奪的な不正交易という図式は、近世の蝦

夷地の歴史を語るときに避けては通れない問題である。しかしこれらの証言は、幕府役人に蝦夷地における枡の不統一を指摘されたのに対し、蝦夷地交易において升目を厳密に測ることは不要であったと弁解する中で語られたものである。支配人たちがこれを不正と自覚しているのであれば、幕吏にあえてここまで暴露しなかつただろう。運上屋の和人には、アイヌの気受け、請負人の利益、松前藩から義務づけられた「介抱」、という三つの要求を調整し、任務を全うする必要があった。そのために彼らは「工夫」して領主による「介抱」と請負人の「交易」を両立させてきたのであって、これが蝦夷地交易の慣行であったから、幕府役人に対しても臆面なく答えることが出来たのではないか。

3 弱者意識と「夷人之氣受」への配慮

宇兵衛らの主張の主旨は「欲深く、怠惰なアイヌ」と「少数者、弱者としての和人」という関係性のなから編み出された「夷人之氣受」に沿う交易方法としての「介抱・前貸」というものである。このような主張は、和人に対する一般認識、アイヌを虐待する非道な荒くれ者という認識からは、直ちに受け入れがたく、むしろ自分たちの

非を言葉巧みに正当化しているようにしか受け取ることはできない。しかしながら、彼等によるアイヌの評価はさておき、「少数者」としての自己認識については最初に検討したように裏づけがないわけではない。一八世紀後半という段階では、少なくとも彼等の認識上、アイヌは松前藩の法の外にあり、松前藩上乘は和人を監視する役人で、蝦夷地で和人が危険に晒された際、保護してくれる権力とはみなされていない。松前藩は運上屋にとって身の安全の保障という点では当てにならない権力であった。

さらに和人たちがアイヌを侮蔑しつつも、一方でアイヌの「気受」を気にしていたのは確かであると思われる。この年ノッカマップ場所において魚油の値上げをアイヌに要求された宇兵衛、三右衛門は、これを許してくれるよう幕府役人に頼みいれ、許可されている。事の次第は、前年飛騨屋請負のとき、クナシリ島において魚油が払底したためクナシリアイヌが同所支配人らに魚油の値上げを願ったところ、その通り容れられた。この話を知ったノッカマップのアイヌたちも今年はクナシリと同じ割合で魚油を値上げしてほしいと要求してきたのである。この件に関し宇兵衛たちは次のように語っている。「末々之儀ハ如何様ニも取成を以願上可遣候得共、当年之義は從 御公儀御用交易被

仰出候間、是迄飛騨や久次郎手先之者と交易致来候通り質朴ニ致置候而可然旨、精々申渡候得共、無勘弁之夷人共ニ御座候故一向ニ聞入不申、右ニ付無惣当場所ニても魚油式斗入壺樽ニ付代玄米四升も直上不仕候ハ、夷人共気受不宜様推察仕候間、右之通り増米之儀奉願上候之処、願之通り被仰付被下置候ニ付、右之趣夷人共江申渡候得者難有仕合奉存候」⁽⁴³⁾ 今後はどのような取り成してやるが、今年は御公儀の御用交易なのでこれまで通り質朴にしていると言ったが、勘弁のない夷人共であるから、一向に聞き入れない。このような次第なので魚油二斗入一樽につき玄米四升分値上げしなければ夷人共に気受けがよいように思うので、この通り増米を許してほしいと（幕吏に）願ったところ許され、この旨夷人達に伝えた、というのである。この場合、支配人たちはアイヌを蔑視しつつも、アイヌの気受けには敏感であり、要求には速やかに答えている。彼らが升目の厳密さよりも前貸し、介抱を忘れることの方が重大であると語るのを単なる不正交易の正当化と退けることもできないのではないだろうか。

確かに宇兵衛らのアイヌ認識には大きな問題がある。彼等の言い分に幾分かの正当性があつたとしても、この後間もなく、クナシリ・メナシ事件というアイヌと和人関係史

上、もつとも大きな事件のひとつに数えられる事件が発生し、その原因に出稼ぎ和人のアイヌに対する非道・虐待が数えられている以上、歴史のその後を知っている我々の耳には和人もまたアイヌの横暴な態度に苦しめられているのだという宇兵衛らの主張は空しく響かざるを得ない。しかしながら、ある意味では不束のことが起これば多勢に無勢であり、責任を問われるのは和人である、という宇兵衛らの認識はクナシリ・メナシ事件において現実のものになったともいえるのである。同地方に稼ぎに出ていた数十人の和人たちのほとんどが殺害され、松前藩はその原因を運上屋の「介抱不行き届き」のためであるとして、事件発生 of 責任を飛騨屋に押し付けた。以上のように考えると宇兵衛ら運上屋勤めの和人たちの発言はアイヌとの関係においても、松前藩との関係においても、信用に値しなくはないのである。

しかし宇兵衛らの発言においてより注目すべき点は、アイヌへの蔑視はそれだけでは直接暴力へ発展するものではないという点である。宇兵衛らは口先でアイヌを侮蔑しつつ、面倒な事態を回避するために「介抱」「前貸」を重視し、アイヌの要求にこたえている。ここでは彼等の弱者意識はアイヌの気受け重視という選択をしている。「蝦夷人

介抱」を怠りなく行うことは、少なくとも運上屋の和人の認識においては、彼等が蝦夷地で安全に産業を行うための安全弁であったと考えられるのである。

おわりに

松前藩のイデオロギーとしての「蝦夷人介抱」とそれが蝦夷地諸場所において実現されていたかという問題とは次元が異なる。一八世紀後半、アッケシ以东での「蝦夷人介抱」についての運上屋の和人たちの言説を分析した結果、いえることは、アイヌ社会に対する松前藩の上位権力認識とその象徴としての「蝦夷人介抱」という語は、現場においては抽象的な意味しか持たない、という点である。抽象的概念であっても、実践的に利用可能な場面では利用されるだろうが、本稿で検討したケースの場合、運上屋は「恩恵」や「施し」といった性格について強調することはない。むしろ彼等は「憐愍」がアイヌ社会に感謝されることではないと認識していた。彼等にとって「介抱」と称される行為、すなわち酒飯の振舞いは、それによって交易がスムーズに進む交易方法の一環であった。このような実践感覚を条件付けるのは彼等の松前藩士、アイヌ社会との関係であった。「介抱」に関して言えば、松前藩の対アイヌ関

係認識にもとづく「蝦夷人介抱」恩恵」という図式を、運上屋とアイヌ社会との関係性に即して置き直す必要があり、その結果が「蝦夷人介抱」蝦夷人気受けへの対応」との位置づけであつたろう。「介抱」は松前藩からの義務として負わされたものではあるにせよ、彼等はそれをアイヌ社会と折り合うための手段として配置しなおしていたのである。

出稼ぎ和人は蝦夷地稼ぎのキャリアを積むなかで、アイヌ語及びアイヌの慣行、価値観などを学び、それに対する対処の仕方を身に付けてゆく。彼等は政治権力が標榜するイデオロギーがどうあれ、実際の状況において判断し行動するのであり、そのような技術の積み重ねとして、運上屋におけるアイヌと和人の取引関係が成立していた。本稿で検討した運上屋の実践的な「蝦夷人介抱」は、藩権力が標榜するアイヌとの支配関係を一旦無化することで、交易関係をスムーズに維持する方法であつたと考えられるのではないだろうか。

註

(1) 「蝦夷人介抱」の概念に関する研究史上の扱いについては拙稿「アイヌモシリにおけるウレシバの原則―複数の視

点から見る前近代蝦夷地社会史にむけて」(北海道・東北史研究)創刊号、二〇〇四)。

(2) ここでいう「実践」の概念は基本的にド・セルトールの使用に準ずる。ド・セルトールは、法・制度のもとにある民衆や商品の消費者といった受動的にみられがちな存在が、使用・消費という営みを通して制度をとなえ返したり、当初の予期に反するような利用の仕方をしたりする点をとらえ、使用・消費の創造的側面に着目する。法制度など民衆に強制力として働くものを、民衆が彼等なりに飼いならし、運用する、その次元を社会構造の把握の次元と区別して「日常の実践」「戦術」「ものをなす術」などと呼ぶ。但し、ド・セルトールはこれらの概念を支配的なものに対する抵抗論的文脈において論じているが、本稿で扱う出稼ぎ和人は社会関係の力学のとらえ方によって、支配側にも被支配側にも転ぶような存在である。従って、制度その他の民衆による創造的運用・消費という実践概念を、ここでは必ずしも抵抗の論理とは位置づけないことを断わっておく(ミシエル・ド・セルトール『日常実践のポイエティーク』一九八七(一九八〇)国文社)。

(3) 本稿では菊池勇夫『北方史のなかの近世日本』(一九九一、校倉書房、三〇二頁)、岩崎奈緒子「蝦夷地場所請負制研究の新たな展開のために」(北海道・東北史研究会編『場所請負制とアイヌ』一九九八、北海道出版企画センター、二〇八頁)にならい、場所請負人に雇われ、蝦夷地

諸場所で働く和人を総称して「出稼ぎ和人」と呼ぶことにする。

(4) 出稼ぎ和人のアイヌ社会に対する直接抑圧的側面とその背景となる社会・経済構造に着目した論考としては菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』第三部第四章(一九八四、雄山閣出版)、前掲註(3) 第三部第三章。

(5) このような視点を持った研究としては、岩崎奈緒子『日本近世のアイヌ社会』(一九九八、校倉書房)、前掲註(3)、『近世蝦夷地における河川用益権』(『土地所有史』〈新体系日本史 三、二〇〇二、山川出版社〉、『歴史』とアイヌ)、『日本はどこに行くのか』(日本の歴史 二五、二〇〇三、講談社)や「場所共同体」という概念を提起する田島佳也「場所請負制の研究について―形成しつつある『場所共同体』の把握に関連して」(北海道・東北史研究会編『場所請負制とアイヌ』一九九八、北海道出版企画センター)、谷本晃久「近世蝦夷地『場所』共同体をめぐって」(『学習院史学』三九、二〇〇一)などがあげられる。

(6) 「蝦夷人介抱」の政治権力側の認識については菊池勇夫、前掲註(3) 第二部第四章。アイヌ社会側からのとらえ方については、拙稿、前掲註(1)。

(7) 一般に運上屋には支配人、通詞、帖役(帳役)、番人がおかれたといわれるが、帳役については第一幕領期以前の史料にはみられない。福田新三郎「天明丙午御試交易之始末」寛政三(一七九二)〔松前藩と松前〕一五、一九八

五、六七頁)には運上屋の和人によって次のように説明されている。番人は勿論、支配人も時節によっては番人同様に働かねばならないので、なかなか細かい仕訳帳など作るのは出来ないし、また算筆が相応に出来る奉公人を多く雇えば交易の割に合わないので、運上屋に詳しい仕訳帳というものはなく、無勘定同様でやってきた、と。前期場所請負の時代の交易事情の詳細を知ることが出来ないのは、アイヌだけでなく、当時の和人もまた「記録する」という営みを習慣化していなかったという事情によるかもしれない。

(8) 福田新三郎、前掲註(7)、六七頁。

(9) 佐々木利和は文化二年(一八〇五)の西蝦夷地に事例を取って蝦夷通詞は専業の者よりも支配人の兼帯が多いことを指摘している(佐々木利和「蝦夷通詞について」『北方言語・文化研究会編『民族接触―北の視点から』一九八九、六興出版)。

(10) 上原熊次郎については、最上徳内「渡島筆記」文化五年(二八〇八)〔日本庶民生活史料集成〕四、一九六九、三一書房、五三二頁)、佐々木利和「蝦夷通詞・上原熊次郎のこと」(『どるめん』六、一九七五)。時代は下るが、幕末の通詞、加賀伝蔵や能登屋円吉も運上屋での奉公からはじめて、様々な職掌を経て通詞・支配人に至ったことが知られている。伝蔵は一五歳でクスリ場所の飯炊を始めた頃、同所小使のアイヌと「両三年の間したしき事、和夷之差別

なく日々相交候に付、先ヅ蝦夷言稽古のため、彼等向之振合を聞習ひ」と、アイヌの言語・習慣を学んだ当時について述べている(加賀家文書「加賀氏 大宝恵」『北方史料集成』二、一九八九、北海道出版企画センター、四三五頁)。また円吉は自著のなかで、文字のないアイヌ語を習得するには、実際に蝦夷地で身に付ける他に術がないことを述べており、当時、アイヌ語は蝦夷地で生活するなかで習得されていくものであった(能登屋円吉「番人円吉蝦夷記」慶応四(一八六八)、国書刊行会、一九七二)。

- (11) 菊池勇夫「幕藩体制と蝦夷地」第三部第四章、一九八四、雄山閣出版。

- (12) 福田新三郎、前掲註(7)、七四頁。

- (13) 羽太正養「休明光記」(『新撰北海道史』五、一九三六年、四七七頁)

- (14) 串原正峯「夷謠俗話」寛政四年(一七九二)『日本庶民生活史料集成』四、一九六九、三一書房、五一頁)には松前に近いウスでは日本語を話すアイヌも多いとある。

- (15) クナシリ・メナシ騒動の生存者であるアッケシ場所番人吉兵衛は、事件の首謀者であるマメキリらに捕らえられ、クナシリの乙名サンキチが死亡した件について追及されるが、吉兵衛は「夷言葉通し不申故何義も一向相知不申候」と述べ、アッケシ支配人伝七が戻るまで待つて欲しいと頼んだ(伝七なら言葉が通じるという意味であろう)。吉兵衛は伝七の態度次第で殺害するといわれ、別の場所で捕え

られていた伝七のもとへ届けられ、両者とも命を助かる。吉兵衛はマメキリの間に対してアイヌ語がわからない、と答えているが、口上書を見る限り自分のおかれた状況に関しては、彼なりに理解していた。彼の場合、正確なコミュニケーションはできないものの、日常的なやりとりには支障のないレベルの言語能力であったと推測される。(飛騨屋文書「伝七・吉兵衛・庄蔵・吉太郎御役所江口上書之控」寛政元年八月、北海道大学付属図書館蔵影印本)

- (16) 串原正峯、前掲註(14)。

- (17) 最上徳内、「蝦夷国風俗人情之沙汰」寛政二年(一七九〇)『日本庶民生活史料集成』四、一九六九、四五六頁)、新井田孫三郎「寛政蝦夷乱取調日記」寛政元年(一七八九)同、七〇五・七一〇頁、「蝦夷地一件」五(『新北海道史』七、一九六九年、四四三、四五四頁)

- (18) 飛騨屋文書「松前風説書」寛政元年頃、「蝦夷地騒動に付御答書願書下書」寛政二年(一七九〇)、ともに北海道大学付属図書館蔵影印本。

- (19) 岩崎奈緒子、前掲註(3)、二二七頁。

- (20) 串原正峯、前掲註(14)、四八九頁。

- (21) オムシャとは蝦夷地諸場所において松前藩士とアイヌ首長の間で行われる儀礼であり、法令申渡し、土産の交換、酒宴などで構成されていた。

- (22) 飛騨屋文書「蝦夷地騒動に付御答書願書下書」寛政二年(一七九〇)。

- (23) 同右。
- (24) 最上徳内、前掲註(17)、四五六頁。
- (25) 同右、四五二頁。
- (26) 但し、この一件には、コタカが挟箱を酒器として使用したため内側の金箔が剥がれ落ち、それによって偽物をつかまされたと勘違いして苦情を訴え、長右衛門がコタカに対し弁解し詫びるという後日談がある。ここでの取り引きはこのような意味でトラブルの種となってしまうものの、運上屋とアイヌ首長間の私的な関係に基づくこのような取り引きの存在を示唆するエピソードとして、この一件は注目に値する。
- (27) 海保嶺夫『近世蝦夷地成立史の研究』一九八四、三一書房、三二七頁。
- (28) 福田新三郎、前掲註(7)、七九頁。
- (29) 上乘役の利潤については、平秩東作「東遊記」天明四(一七八四)に役儀(上乘)を勤めれば町人相手に利潤が多く、「二ヶ年領主へ十納るものは、家士の内へ百ほどもれ出るといへり」ともいわれ、かつては「足輕駄のもの」が勤めるものといわれたが、今では我勝ちに蝦夷地役掛りを望むようになった、と述べられている(『日本庶民生活史料集成』四、一九六九、四一八頁)。夏船交易が商人の請負となることによって、上乘は非公式な利潤に浴することができるようになったと考えられる。
- (30) 「蝦夷地一件」(『新北海道史』七、三四一〜三四二頁)
- (31) 同右、三六二頁。
- (32) 最上徳内、前掲註(17)、四四四頁。
- (33) 村山家資料、北海道開拓記念館蔵、収蔵番号一〇〇四六〇。
- (34) 福田新三郎、前掲註(7)。
- (35) 同右、六六頁。
- (36) 前掲註(30)、四一八・四二六頁。
- (37) 飛騨屋文書「松前風説書」寛政元年頃。
- (38) 福田新三郎、前掲註(7)、七六頁。
- (39) 同右、六七頁。
- (40) 「交易」と「介抱」を区分する意識は飛騨屋の文書の中にもみられる。天明二年(一七八二)クナシリのツキノエによる交易妨害のため、立船を休止したいと町奉行書へ願った文書に「右場所(クナシリ場所)長人ツキノエと申夷、任酒犯ニ、土地之産物ハ相渡し不申、介抱之荷物不申及、売買之中荷物迄乱妨いたし、押へ取、不法之致し方候得共」と介抱と売買が併記されている(飛騨屋文書「諸用書留帳」安永四〜天明八年)。
- (41) 福田新三郎、前掲註(7)、七五頁。
- (42) 同右、六九〜七〇頁。
- (43) 同右、七一頁。